合併処理浄化槽への転換に補助金を交付

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。平成27年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、補助金の交付申請をしてください。

※市が予定している補助金額の上限に達した時点で、受付を締め切ります。

◎転換とは

建物の建て替え、増築、リフォームなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

【補助対象】

専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合です。

【補助金額】

5人槽の場合は15万円、7人槽の場合は18万円、10人槽の場合は21万円を限度として交付します。

また、単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費用に対して撤去費補助（3万円を限度）を、転換の補助金額に加算します。

※詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、まちづくり推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市まちづくり推進課（市役所2階）☎32・3957／FAX33・2104
Mail:machidukuri@city.komatsushima.tokushima.jp

浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽を設置されている方は、1年に1回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと浄化槽法に規定されており、業者が行う保守点検・清掃とは別に受けなければなりません。

次の期間、徳島県知事指定検査機関である、公益社団法人徳島県環境技術センターから対象者の方に申込書を送付し、連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。

【期間】

10月26日(月)～10月30日(金)

【対象地区】小松島全域

【お問い合わせ先】

公益社団法人徳島県環境技術センター（☎088・636・1234／FAX088・636・1122）

行政相談週間 あなたの声をお聴きします

10月19日(月)～25日(日)までは、「行政相談週間」です。

行政相談週間は、行政相談制度を広く国民の皆さんにお知らせして利用していただくために、総務省が全国一斉に実施しているものです。

小松島市では、この行政相談週間の一環として、行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設します。

役所の仕事について、苦情がある、困っている、こうしてほしい、どこに相談してよいか分からないなど、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

行政相談所の開設

【日時】10月26日(月)
午前10時～正午、
午後1時～午後3時

【場所】市役所4階小会議室

【日時】11月1日(日)
午前10時～午後3時

【場所】市総合福祉センター
（当日は、小松島福祉まつりが開催されます。）

【お問い合わせ先】

市秘書政策課広報担当（市役所2階）☎32・3812／FAX32・1474
Mail:kouhou@city.komatsushima.tokushima.jp

第4回 和田島ちりめん市

和田島漁業協同組合女性部主催による「第4回和田島ちりめん市」を開催します。新鮮なシラスを加工した小松島特産の「和田島ちりめん」の販売をはじめ、楽しいイベントが盛りだくさんです。ぜひご来場ください。

【日時】11月1日(日)
午前10時～正午（予定）

【場所】和田島漁業協同組合・和田島港周辺

【主な内容】

ちりめん・しらすかま揚げ・海産物・加工品・かま揚げ丼の販売、ちりめんすまし汁の無料配布、まぐろ解体ショー、コンサート、子ども向けイベントなど

※小雨決行、雨天時は次週へ順延です。

※内容は予定のため、変更する場合があります。

詳しくは、和田島漁業協同組合（☎37・1621／FAX38・2457）まで。

《今月は、固定資産税・後期高齢者医療保険料3期分、国民健康保険税・介護保険料4期分の納付月です。》市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。